

岩手県告示第100号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成25年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生の年月日
とちのき薬局	北上市大通り三丁目8番12号	平成24年6月28日
はやて薬局	盛岡市盛岡駅前通10番14号	平成24年8月2日
もりおか静眠堂医院	盛岡市盛岡駅前通9番5号 佐川ビル2階	平成24年9月30日
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田第5地割66番地1	平成24年10月11日
船越薬局	宮古市大通三丁目1番24号	平成24年10月31日
ふれ亜育薬局	宮古市川井第2地割169番地2	平成25年1月31日